平成２８年（フ）第１２４号
群馬県太田市寺井町540番地１　グリーンパークレジデンスＢ一104号
債務者　正田　成希
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５６号
群馬県太田市新田木崎町1150番地１、前住所群馬県太田市新道町1265番地１
債務者　田端　元輝
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚1039番地１　おうらの里、前住所埼玉県行田市矢場２丁目５番15号
債務者　堀口　　篤
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３号
群馬県太田市新田市野井町662番地16
債務者　松島　絢香
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第８２号
新潟県阿賀野市学校町７番29号　市営学校町住宅17号
債務者　志摩　久江
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８７号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地190　ＭＣコーポ　Ⅱ一204号
債務者　中倉　康子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第９１号
新潟県胎内市草野237番地
債務者　中村　勝夫
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２８５号
愛知県一宮市猿海道２丁目５番15号　デュープ猿海道Ｄ103号
債務者　市川　文勝
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２７号
愛知県岡崎市西本郷町字和志山41番地　エスポワール和志山102
債務者　田中　　郷
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４００号
奈良県桜井市大字吉備582番地の３
債務者　寺澤　昌伸
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９６号
岡山県津山市高野山西624番地１　グリーンハイツ　203号、前住所岡山県津山市一方74番地２　グレイスワン　Ｂ203
債務者　鈴木　健弘
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２７９号
香川県高松市福岡町１丁目10番15―501号　アルファライフ片原町東
債務者　細川　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０２号
香川県丸亀市中府町３－１－34、住民票上の住所兵庫県姫路市城東町竹之門33番地
債務者　岡田　大輝
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１２８号
香川県坂出市西大浜北４丁目５番54号　ニューエルディム大樹Ｂ棟104号
債務者　渡邊　　貴（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１７６号
千葉県八千代市高津339番地６　ベルハイツⅡ101号
債務者　神山　京子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２５号
千葉市若葉区西都賀４丁目20番20号　コスモ西都賀Ｂ201号
債務者　鷹箸　智文
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係